

人・農地プランからのステップアップ

ちいきのうぎょう

将来の

地域農業を

話し合おう!

令和5年
4/1
から

人・農地プランが

地域計画

に見直されます!



地域農業の現状は？



誰か私の農地を引き受けてくれる人はいるのだろうか・・・

10年..
3年..!?

不安..
心配..

あと何年農業できるかな？
後継者もないし、どうしよう・・・



これからうちの地区の農業や農地はどうなっていくのだろう・・・

地域計画のはじまり

このような問題を中心に地域農業について話し合ってみましょう！
この話し合った結果が「地域計画」になります。



地域計画の策定までの流れ ▶ 詳細はP3～4

協議の場の設置・協議（既存の協議会等を活用）

協議の結果を取りまとめ・公表

協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案を作成

地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取

地域計画の案の公告（縦覧2週間）

地域計画の策定・公表

地域計画の実行・見直し（年1回以上の確認）



※地域計画は農振法に基づく農用地で策定されることを基本としつつ、市街化区域以外の区域で策定するものです。

「協議の場」で検討する内容 ▶ まずは地域農業の将来方針の検討

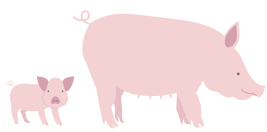
協議の場で協議する内容

- ① 地域における農業の将来の在り方に関する方針
（地域農業の現状・課題など）
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域（地域計画の策定範囲）
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
（農地の集積・集約化、農地中間管理機構の活用、多様な経営体の確保・育成の取組の方針など）

※旧農地中間管理事業法第26条第1項に規定する農業者等の協議の場（人・農地プランのこと）において、既に同様の話し合いが行われ公表されている場合に限り、その結果をこの協議の結果とみなす事ができ、協議の場の開催を省略することができます。

参考 人・農地プランの内容

- ① 地域農業の現状・課題
- ② 地区内の中心経営体への農地の集約化に関する方針
- ③ 地域の農業の将来の在り方
 - 農地中間管理機構の活用方針
 - 基盤整備事業の取組方針 など



地域計画の準備をしよう



「地域計画」で検討する内容 ▶ 将来方針に沿って具体的な取組内容等を検討

- ① 地域計画の区域
- ② 地域農業将来の在り方に関する具体的な取組
 - 地域農業の現状・課題
 - 生産する農畜産物・栽培方法
- ③ 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標地図）
 - 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
 - 担い手に対する集積に関する目標
 - 農地の集約化に関する目標
- ④ ③に掲げる目標を達成するために必要な具体的な取組
 - 農地の集積・集約化の取組
 - 農地中間管理機構の活用方法
 - 基盤整備事業への取組
 - 多様な経営体の確保・育成の取組
 - 農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組 など



STEP 01 地域の意向をアンケート等で聞き取りしましょう

POINT

- 地域にお住いの皆さんの農地に関する状況を把握することが重要です。
- 地域の営農状況を考慮した内容で設問して実施しましょう。
- アンケートする場合、地域で回収する人を決めるなどの工夫をしましょう。
- 市町村や農業委員会がアンケート等により意向を調査、集計します。

STEP 02 徹底した話し合いをしましょう

アンケート・地図を活用して
地域の将来について協議

POINT

- 市町村、農業委員会が農家組合等を活用しながら、地域の農家の皆さんに声がけし、話し合いをしましょう（多くの皆さんから意見を伺いましょう）。
- アンケート調査の結果と現況の農地の利用状況を地図を使って説明して、地域の現状と今後の課題、その対応策などについて話し合いましょう。

協議の進め方

- 1 アンケート調査等の結果や現状の農地の利用状況を示した地図を用いて地域の農業の現状を説明
- 2 農地の出し手（地主）と受け手（耕作者）の意向を考慮して地域の方向性を協議
- 3
 - 生産する農畜産物
 - 地域計画を策定するエリア
 - 農地の集積・集約の方針
 - 農地中間管理事業の活用方針
 - 基盤整備事業の取組方針
 - 担い手確保の取組方針
 - 農業支援サービス事業者の活用方針
 - などを検討
- 4 質疑応答を含めて活発な意見交換を行う
（世代や性別を超えて多くの方々から意見を聞いてください。）

STEP 03 皆さんで協議した結果を公表

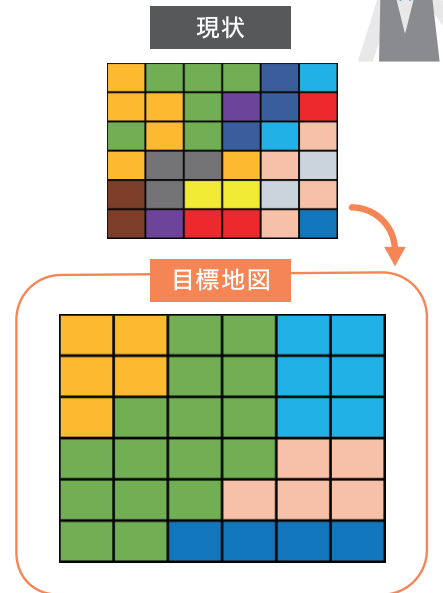
POINT

市町村が地域の皆さんで協議した結果を、国が示す様式に取りまとめてインターネット等で公表します。

STEP 04 地域の目標となる地図を作りましょう

POINT

- 協議した結果を踏まえて、将来の土地利用を考えた「**目標地図**※1」を作成します。
- 目標地図は、効率的に農作業が行えるよう、耕作者ごとに農地がまとまりのある状態（集約化）を目指します。
- 農地中間管理機構では目標地図の実現に資するよう農地貸借を実施します。
- 目標地図が作成された地域計画内の農地の転用が、地域計画の達成に支障があると判断される場合には許可されないことがあるため注意が必要です※2。



※1 「目標地図」とは、農地1筆毎に将来誰が耕作するのか定めた具体的な農地利用の姿を明確化した地図のことです。

※2 農地を転用する計画が具体化する予定が判明している場合は、話し合いの中で地域計画に含めないことも考えられます。また、地域計画は適宜見直しによって変更することができます。

STEP 05 地域計画の決定

POINT

- 対象地区の現状、課題、農地の集積・集約化などの対策に関する具体的な取組内容を地域で話し合い所定の様式に明記。
- これ（取組内容）を市町村が農業委員会等の関係者に意見聴取し、その意見を踏まえ、必要に応じ修正した上で、計画を市町村の広報やインターネットで「**公告**」する。
- 地域計画が策定された地域は農地中間管理事業の重点実施区域になります。

話し合いを経て、取りまとめた内容を所定の様式に記入したものが「**地域計画**」です。

※令和5・6年度は経過措置あり

STEP 06 地域計画の実行・見直し

POINT

- 計画は策定したら終わりではありません。（変化する地域の実情に応じて見直してください。）
- 定期的に話し合う機会を設け、将来の方向性について再確認しましょう。

地域計画を作ることが目的ではありません。いかに実行するかが大切です。

地域計画の策定とその実行事例

県内では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に関係機関（県、農業委員会、農地バンク、ＪＡ、土地改良区、農業会議など）が一体となって「地域計画の策定とその実行」に向け、取り組みを既に始めている地域があります。

事例

集落営農を法人化。当該法人が地区の担い手として
基盤整備を目指して活動している地区

参考に
してくださいね



地域の営農状況

水稻単位で農家数約50戸、担い手となり得る個人農家が数戸いるが、高齢化が進んでいる。また、後継者のいる農家も極めて少ない状況。ほ場の条件は10アール区画で、湿田、土水路で作業効率が悪い。

計画策定のきっかけ

地区で多面的機能支払交付金事業を実施。その中で将来の営農継続を危惧し、計画の説明会を経て策定に着手。地元の農業委員が中心となって推進活動を実施。

計画策定に向けた活動の内容

計画の説明会の後、アンケートを実施。配付・回収は地区の役員が担当。アンケートの集計結果を地区に公表し、地域の現状と問題点を中心に話し合いを重ねる（懇談会を複数回実施）。耕作者の高齢化、担い手確保の対策として集落営農組織の法人化を検討。

計画の策定後の実行内容

集落営農型の農事組合法人を設立。ライスセンターを建設し、現在45ヘクタール規模で水稻を耕作。後継者対策として、若い人材を雇用。ほ場条件改善のため、法人が中心となって基盤整備事業の採択を目指して活動中。

様々な支援措置

地域計画の①区域や②目標地図に位置付けられた経営体には、様々な支援措置が準備されています。

① 区域を対象とする支援

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- 農地耕作条件改善事業
- 農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策 等



② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 等



※令和7年度より、人・農地プランが廃止され、地域計画が各種国庫補助事業の要件となる場合があります、注意が必要です。
また、令和5年度から補助事業の要件となっているものもあるため、早急に取り組みしましょう。

地域計画に関するお問い合わせは

地元の市町村の農政担当課又は農業委員会、県農業事務所企画振興課までご相談ください。